相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込四丁目一九一番地、最後の住所東京都世田谷区北沢五丁目一〇番一二号　被相続人　亡　黒澤　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所　相続財産管理人　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東村山市廻田町三丁目二六番地三一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小川鐵太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所　相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市本宿町三丁目一四番地の一〇、最後の住所東京都あきる野市二宮一一一二番地九　被相続人　亡　鈴木千惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市金堀町三五番地、最後の住所函館市金堀町五番二八号　被相続人　亡　安部　厚子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

事務所東京都中央区日本橋室町一―七―一スルガビル四階　相続財産管理人　弁護士　圓城寺　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市楢原町四三八番地、最後の住所東京都八王子市中野上町五丁目三〇番五号　被相続人　亡　中村　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県匝瑳市八日市場イ二八七一番地、最後の住所東京都板橋区中台三丁目二七番G―一四〇二号　被相続人　亡　大川　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目二五番二号ブリヂストン虎ノ門ビル一F　相続財産管理人　弁護士　笠井　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区貫井四丁目二九番、最後の住所東京都練馬区貫井四丁目二九番二号　被相続人　亡　加藤　克礼

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都中央区銀座二丁目一一番九号三和産エビル三階鈴木総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区志茂四丁目一番、最後の住所東京都大田区大森東五丁目二四番九号　被相続人　亡　高木新二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都中央区銀座二丁目一一番九号三和産エビル三階鈴木総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区新宿二丁目八番、最後の住所東京都葛飾区新宿二丁目八番一六号　被相続人　亡　齊藤　猛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号AKオギクボビル五階五〇一号室　相続財産管理人　弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区北小岩二丁目一六三番地最後の住所東京都江戸川区東小岩四丁目九番三―二〇三号コーポ南　被相続人　亡　関戸　和弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都千代田区内神田一丁目一五番一一号千代田西井ビル四階あけぼの総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮嶋　英世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県国東市国東町浜三八〇六番地、最後の住所東京都東村山市栄町三丁目一一番地　被相続人　亡　栗本　鈴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区桜台五丁目二五番、最後の住所東京都練馬区桜台五丁目二五番一〇号　被相続人　亡　建川　照夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　落合　孝文

第51期決算公告

平成22年4月26日　千葉県千葉市緑区辺田町567番地

株式会社袖ヶ浦カンツリー倶楽部

代表取締役社長　安西　孝之

貸借対照表の要旨

（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,034,099	流動負債	414,526
固定資産	5,645,362	固定負債	5,671,805
有形固定資産	5,367,794	負債合計	6,086,331
無形固定資産	174,850	株主資本	593,130
投資その他の資産	102,718	資本金	120,000
		利益剰余金	473,130
		その他利益剰余金	473,130
		（うち当期純損失）	（69,444）
		純資産合計	593,130
資産合計	6,679,461	負債・純資産合計	6,679,461